

仙台市地域防災計画（共通編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-1

旧頁	旧	新	備考
P105 第2章 第1節 避難体制の整備	<p>2. 避難所・避難行動等の周知 [危機管理室、市民局、健康福祉局]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知</p> <p>災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。</p> <p>また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p>	<p>2. 避難所・避難行動等の周知 [危機管理室、市民局、健康福祉局]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知</p> <p>災害種別により、危険が及ぶことが予想される地域が異なること等を踏まえ、津波からの避難の手引き、せんだい水害・土砂災害ハザードマップ等、当該災害の危険が及ぶことが予想される地域、避難所等の所在地、住民等が円滑に避難を行う上で必要となる情報等を記載した防災マップを作成する。</p> <p>また、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、<u>防災マップを活用して一人ひとりの避難計画を作成できるマイ・タイムラインの取り組みを推進し、説明会や</u>防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p>	<p>マイ・タイムラインの推進について追記</p>